

公 告
令和6年11月25日

周南市文化会館大規模改修基本設計・実施設計等業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、本業務の実施要領に基づいて、次のとおり公告する。

周南市長 藤井 律子

1. 業務の概要

(1) 業務名 周南市文化会館大規模改修基本設計・実施設計等業務委託

(2) 業務の目的

質の高い舞台芸術の鑑賞及び文化活動の場の提供と施設の長寿命化を図るため、周南市文化会館の大ホールの特天天井を含む大規模改修に伴う、施設全体の改修基本設計・実施設計を行うものです。

(3) 業務内容

「周南市文化会館大規模改修基本設計・実施設計等業務委託 参考仕様書」
のとおり

(4) 履行場所 周南市文化会館（周南市大字徳山5854番地の41）

(5) 業務期間 契約締結日の翌日 から 令和8年5月31日まで

2. 参加資格要件

(1) 本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていることが必要です。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3に規定する一級建築士事務所の登録を有し、かつ自社において在籍する一級建築士の人数が2人以上であること。
- ③ 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を周南市から受けていない者または、受けることが明らかでない者であること。
- ④ 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱（平成24年周南市要綱第37号）別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(2) 技術者の条件

次に掲げる技術者を配置してください。

- ① 管理技術者
建築士法第2条第2項に定める一級建築士（以下、「一級建築士」という）の資格を有している者。

- ② 担当技術者（意匠）
- ③ 担当技術者（構造）
- ④ 担当技術者（設備）
- ⑤ 担当技術者（音響）
- ⑥ 照査技術者

一級建築士の資格を有している者。

※ ⑥照査技術者は①～⑤を兼ねることはできません。

※ ①管理技術者、②担当技術者（意匠）及び⑥照査技術者については、自社の者に限ることとします。それ以外については協力業者の者としても構いません。

3. 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

- ① 公告日 令和6年11月25日（月）
- ② 公告方法 周南市公式ホームページ
- ③ 関係書類の入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の周南市公式ホームページからダウンロード可能です。また、文化スポーツ観光部文化振興課でも配布します。URL <https://www.city.shunan.lg.jp>

(2) 参加表明書

- ① 提出期限 令和6年12月9日（月）午後5時15分必着
- ② 提出先 主催事務局 周南市文化スポーツ観光部 文化振興課
〒745-8655 山口県周南市岐山通1丁目1番地
電話番号 0834-22-8622（直通）
ファクス番号 0834-22-8428（直通）
電子メール bunka@city.shunan.lg.jp
- ③ 提出方法 持参あるいは郵送（いずれの方法でも提出期限必着）
- ④ 参加資格審査結果通知書兼プレゼンテーション等実施対象者選定結果通知書
応募者に対し、令和6年12月11日（水）に電子メールにて「様式-2（参加資格審査結果通知書兼プレゼンテーション等実施対象者選定結果通知書）」により通知します。なお、この結果に対する不服申し立てはできません。

(3) 技術提案書

- ① 提出期限 令和6年12月25日（水）午後5時15分まで
- ② 提出先 3. (2) ②に定める主催事務局に提出
- ③ 提出方法 持参あるいは郵送（いずれの方法でも提出期限必着）

4. 本件に関する質問及びそれに対する回答の方法等

(1) 質問方法

- ① 様式 様式-9（質問書）
- ② 提出先 3. (2) ②に定める主催事務局に提出

- ③ 提出方法 持参、郵送、ファックスあるいは電子メール（いずれの方法も受付期間内必着）

(2) 質問受付期間

- ① 参加表明書等に係るもの
令和6年11月26日（火）～ 令和6年12月 2日（月）午後5時15分まで
- ② 技術提案書等に係るもの
令和6年12月12日（木）～ 令和6年12月18日（水）午後5時15分まで

(3) 質問に対する回答方法

質問受付の翌日から原則3日（休日を除く）以内に、ファックスまたは電子メールのうち、質問者が希望する方法により行います。また、回答日の午後5時15分以降に、質問及び回答について周南市公式ホームページに掲載します。

5. 評価の手続き及び受託候補者の選定

提出された技術提案書等の評価は、市が設置する「周南市文化会館大規模改修基本設計・実施設計等業務委託に係る公募型プロポーザル評価会」が行います。

(1) 評価方法

評価会が採点・審査する。方法は、技術提案書等の書類、プレゼンテーションについて、あらかじめ定めた評価項目及び評価点に基づいて評価を行います。

(2) 日程

令和7年1月16日（木）

6. 契約方法

選定された受託候補者との協議が整い次第、周南市契約事務規則（平成15年周南市規則第51号）に基づいて契約を締結することとします。

また、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

7. その他

- ① 技術提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ② 技術提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ③ 提出された参加表明書、技術提案書等は返却しません。
- ④ 参加表明者は、本プロポーザルの実施後、不知または、内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑤ 詳細は、実施要領によるものとします。